

泰日協会学校・泰日協会学校シラチャ校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な方針

(1) 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、教職員が一丸となって取り組むなかで、本校におけるいじめの問題を克服し、児童生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、その他の関係機関が相互に連携し、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期対応」、「いじめの重大事態への対処」のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

(2) いじめの定義 いじめ防止対策推進法より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

2 いじめ防止等の具体的な対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという認識のうえで、すべての児童生徒が、いじめは人として決して許されないことを理解し、自覚できるようにする。また、すべての児童生徒が安心でき、自分や相手の存在を認め、互いの人格を尊重しながら、望ましい人間関係をはぐくめるようにする。このような取り組みを学校全体で推進しながら児童生徒の人権感覚を高め、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見

児童生徒の様子を多くの職員で見守り、積極的に児童生徒の情報交換を行う。日頃から児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、様子に変化が見られる児童生徒に積極的に声かけを行う。また、いじめの実態等を把握するための取り組みや教育相談体制の充実のために、年2回の教育相談週間でアンケート調査と教育相談を行う。そして、毎月校内で行う関係者会議（バンコク：児童生徒支援委員会、シラチャ：生徒指導部会）で、各学年の情報を共有しながら、いじめの早期発見に努める。

【学校におけるいじめのサインの例】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 急な体調不良 | <input type="checkbox"/> 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ |
| <input type="checkbox"/> 遅刻や早退の増加 | <input type="checkbox"/> 学用品の破損、落書き |
| <input type="checkbox"/> 学用品、教科書、体育着等の紛失 | <input type="checkbox"/> 授業への遅参 |
| <input type="checkbox"/> 保健室への来室の増加 | <input type="checkbox"/> 日頃交流のない児童生徒との行動 |
| <input type="checkbox"/> 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 | <input type="checkbox"/> 多数児童生徒からの執拗な質問や反芻 |
| <input type="checkbox"/> 図工や家庭科、書写等での衣服の汚れ | <input type="checkbox"/> 業間や休み時間の単独行動 |
| <input type="checkbox"/> 特定児童生徒の発言へのどよめきや目配せ | <input type="checkbox"/> 突然のあだ名 |
| <input type="checkbox"/> 特定児童生徒からの忌避・逃避 | <input type="checkbox"/> 特定児童生徒の持ち物からの逃避等 |

(3) いじめの早期対応

○いじめられる側の児童生徒への支援

- ・いじめられる側の児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取る。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。プライバシーに充分配慮する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等と協力し、児童生徒に心理的負担を与えない。
- ・いじめが起こった場合には、迅速に保護者に事実関係を報告する。

○いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認といじめをやめさせる指導をする。
- ・いじめた気持ちや状況などについて、十分に聞き取り、児童生徒の背景にも目を向けた指導をする。
- ・いじめた児童生徒に、孤立感・疎外感を感じさせないような指導をする。

○いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- ・見て見ぬふりをする行為や、いじめにつながる行為はいじめと同じことである事を理解させる。
- ・いじめを見つけたら、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。いじめを知らせた児童生徒には、守り通すことを伝えるとともに、組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

(4) 家庭との連携

○家庭では、児童生徒一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から児童生徒とコミュニケーションを取ることの必要性を共通理解しておく。

○いじめ問題に適切に対応するために、学校と家庭とが連携し、児童生徒の規範意識を養う。保護者会等においては、児童生徒の学校生活に関わる課題、問題等を保護者が十分に把握できるよう、児童生徒の学校生活について情報交換する機会を設ける。

【家庭でのいじめサイン例】

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 登校しぶり | <input type="checkbox"/> 転校の希望 | <input type="checkbox"/> 外出の回避 |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏の顕著化 | <input type="checkbox"/> 教師や友だちへの批判増加 | <input type="checkbox"/> 隠し事の発覚 |
| <input type="checkbox"/> 家庭でのお金の紛失 | <input type="checkbox"/> 荒くなる金遣い | <input type="checkbox"/> 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 |
| <input type="checkbox"/> 衣服の不必要な汚れ | <input type="checkbox"/> 体への傷やいたずらの痕跡 | |
| <input type="checkbox"/> 保護者来校の拒絶 | <input type="checkbox"/> 過度なネットへの対応他 | |

(5) 児童生徒の主体的な活動の促進

○特別の教科道徳・特別活動・特色ある教育活動の取組

- ・道徳教育を通して、自己の生き方と考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育てる。
- ・タイ現地校との交流学习会や異学年との交流で、責任感や思いやりの心を育てる。
- ・音楽や図工、美術等の学習をとおした情操教育の中で、豊かな心の育成を図る。

○「いじめ」の防止・克服に向けた取組の支援

- ・あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童会や生徒会によるあいさつ運動に取り組む。

○ 教職員の指導力の向上

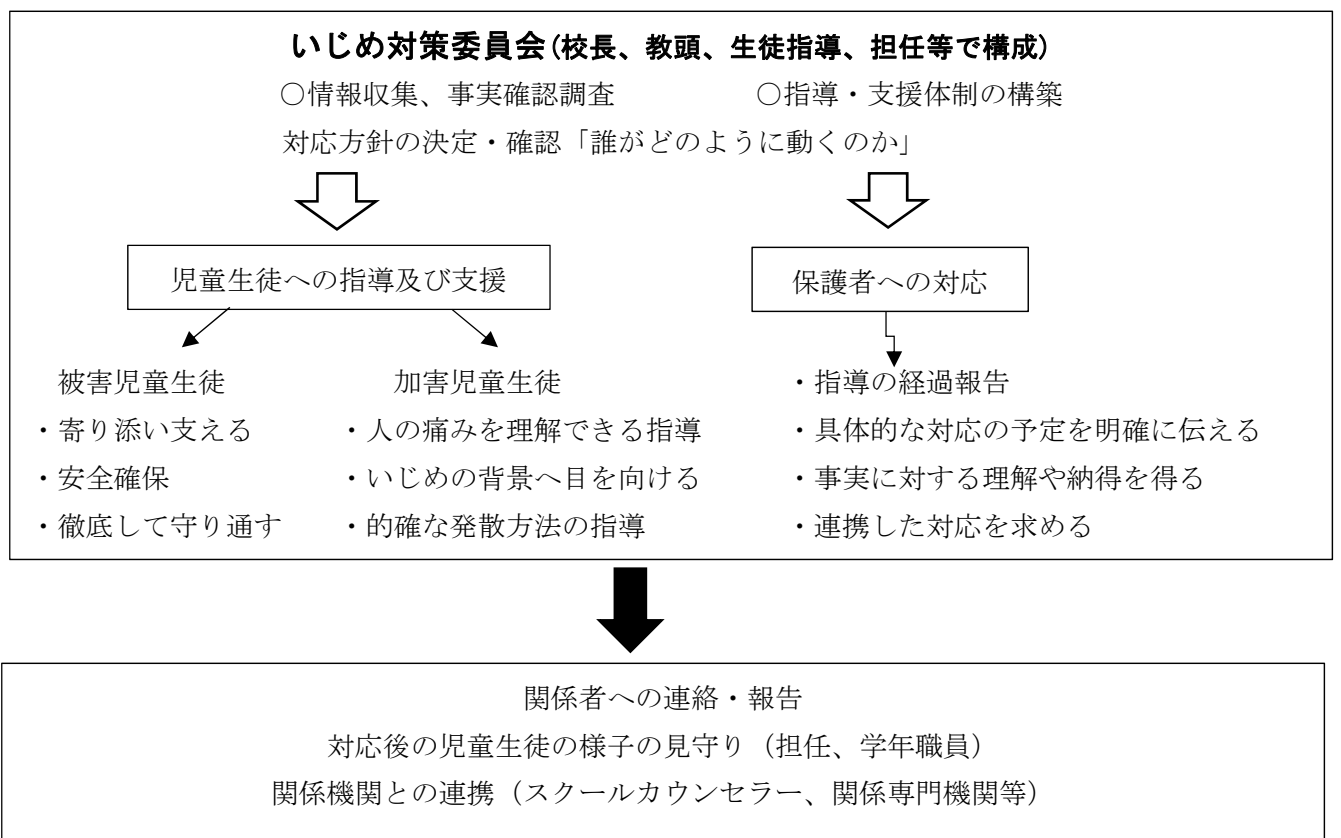
- ・ 全体研修や学校採用職員研修の設定や育成担当で指導力向上に努める。
- ・ 「いじめを見て見ぬふりをしない」ため、児童生徒が互いを尊重する指導をするとともに、教育相談週間等を利用して、児童生徒からの声や思いを聞き取る機会をつくる。

(6) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。いじめ対策委員会において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

(7) いじめに対する組織的対応



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同第2号)とされている。

(2) 重大事態への対応

- ・速やかに校長へ事案発生の報告をするとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関関係者への通報を行い、支援を要請する。
- ・被害児童生徒について、いじめの解決が困難、又は解決しても登校が困難等、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童生徒の今後について関係者と協議する。
- ・加害児童生徒について、改善が望めず被害児童生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童生徒の今後について関係者と協議する。

(3) 重大被害

重大事態に至る現象を「重大被害」（生命被害、身体被害、財産被害、精神被害）と称する。

①生命被害

「生命に（対する）重大な被害」すなわち死及び自殺未遂を指す。

②身体被害

「身体に（対する）重大な被害」を指し、具体的にはおおむね30日以上の加療を要すると見込まれる重大な障害を目安とする。

③財産被害

「財産に（対する）重大な被害」を指し、具体的には財産に対する（金銭以外の財産である場合は金銭換算で）概ね1万パーツ以上の重大な損害（継続的ないじめの実行行為により財産被害の累計がこの水準に達した場合を含む）を目安とする。

④精神被害

「精神に（対する）重大な損害」すなわち精神疾患を指す。

⑤不登校重大事態

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態」における「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

4 評価

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて児童生徒アンケート、保護者アンケート、教員アンケートの評価項目に位置づけて検証をし、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う。

平成26年3月 1日策定

令和元年 9月23日改定

令和2年10月20日改訂

いじめ事案発生

1 重大事態対策委員会の招集

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、該当学年主任、該当学級担任、学校理事会代表者

2 マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応をする（担当：教頭）。

3 重大事態対処の流れ

(1) 重大事態の発生（疑いを含む）

(2) 学校理事会、文部科学省への報告

(3) 重大事態の調査組織を設置する※重大事態対策委員会

公平性、中立性が確保された組織が客観的な事実確認を行う。

(4) 被害児童生徒・保護者への調査方針等の説明

被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とし、調査前に以下の説明をする。

① 調査の目的

② 調査主体

③ 調査時期、期間

④ 調査項目

⑤ 調査方法

⑥ 調査結果の提供

(5) 調査組織で事実関係を明確にする調査を実施する

① 因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査する。

② 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する（文科省「背景調査の指針」参照）。

③ 文書情報の整理

④ アンケート調査の実施

⑤ 時系列の聞き取り調査

⑦ 情報の整理

(6) 調査結果を文部科学省に報告する

(7) 調査結果をもとに必要な措置を講ずる

① 被害児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。

② 被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援を行う。

③ 再発防止策を検討する。

④ 報告書のとりまとめをする。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつもだれかの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする |
| <input type="checkbox"/> グループにすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> グループ分けすると特定の子が残る |
| <input type="checkbox"/> 特定の子に気を遣っている雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかすグループがある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教師に見えないように物を投げ合ったり、メモなどのやりとりをしたりしている | |

いじめられている児童生徒

● 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおどしている |
| <input type="checkbox"/> みんなの行動を気にし、目立たないようにしている | <input type="checkbox"/> 持ち物がよく無くなる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物をばい菌扱いされる | <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない | <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える |
| <input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が多くなる | <input type="checkbox"/> 時々、涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | |
| <input type="checkbox"/> 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

● 授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 先生の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> いつも物をとりに行かされる | <input type="checkbox"/> 他の子の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> いつも同じ係をさせられている | <input type="checkbox"/> いつも後始末をさせられている |
| <input type="checkbox"/> 先生がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |
| <input type="checkbox"/> 授業中の発言に周りからしつこく質問される | |

● その他

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物を壊されたり、隠されたりする |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破けたりしている | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |

いじている児童生徒

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> あからさまに先生の機嫌をとる |
| <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている | <input type="checkbox"/> 先生によって態度を変える |
| <input type="checkbox"/> 特定の子のみ強い仲間意識をもつ | <input type="checkbox"/> 先生の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子に指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 友達にきつい言葉をつかう | |